

6 用語の説明

(1) 「高等学校等進学者」・「進学者」

学校教育法に定める高等学校の全日制・定時制・通信制、中等教育学校後期課程、高等学校別科、高等専門学校又は特別支援学校高等部へ進学した者。

なお、進学し、かつ就職した者を含みます。

(2) 「高等学校等進学率」・「進学率」

中学校卒業生又は特別支援学校中学部卒業生に占める高等学校等進学者の割合。

(3) 「就職者」

経常的収入を得る仕事に就いた者。アルバイト等の形態でのみ就業している者を含みません。

また、自家営業に就いた者も含みますが、いわゆる「家事手伝い」のような形態のものは含みません。

(4) 「専修学校等進学・入学者」

専修学校に進学・入学した者及び各種学校又は公共職業能力開発施設等に入学した者。

(5) 「就職進学者」

「高等学校等進学者」、「専修学校等進学・入学者」のうち、併せて就職した者。

(6) 「無業者」

「高等学校等進学者」、「専修学校等進学・入学者」及び「就職者」以外の者。その形態により以下のように区分します。

ア 進学希望者

上級学校への進学を目指している者。

イ 就職希望者

就業を希望しているが、職が見つからない者。

ウ 海外進学者

外国の高等学校等へ進学した者。

エ 国内無認可校入学者

学校教育法の認可を受けていない国内の教育機関に入学した者。

オ 一時的な仕事に就いた者

パート・アルバイト等の仕事に就いた者。

カ 家事手伝い

家庭生活に必要な仕事を手伝っている者。自家営業に就いた者は含みません。

キ 進路未定者

上記ア～カのいずれにも該当しない者。

(7) 「不詳・死亡の者」

卒業者のうち5月1日までに転出等で進路先の不明な者及び死亡した者。